

特定非営利活動法人日本火山学会理事選挙規程

(2003年10月12日総会承認; 2005年10月6日総会承認; 2014年5月2日総会承認; 2015年5月26日総会承認; 2016年5月24日総会承認; 2023年10月19日総会承認)

第1条 本規程は理事の選出に関する規程である。

第2条 理事は全会員による選挙で選出され、定款第14条1項に基づき総会で選任される。

第3条 被選挙権を有するのは、選挙の告示時における維持会員である。選挙権を有するのは、選挙の告示時における維持会員、学術会員、一般会員であり、各会員の投票権は平等である。

第4条 選出する理事の数は、理事会が選挙の公示以前に定款に定める範囲内で議決する。

第5条 理事の選出にかかわる選挙の公示は、理事会の議決を経て会長が行う。理事選挙の公示には、選出する理事の数、選出される理事の任期、立候補届の締切日、投票の締切日、選挙管理委員長名が示される。

第6条 理事選挙の運営のため、臨時委員会として選挙管理委員会を設置する。

1. 選挙管理委員会は、1名の委員長及び2名以上の委員からなる。選挙管理委員長及び選挙管理委員は、会員の中から選出し、理事会の承認を経て会長が任命する。選挙管理委員会の委員長及び委員の任命は、選挙の公示以前に行なう。

2. 選挙管理委員会の任期は、任命を受けた時点で開始する。選挙管理委員会は、投票結果が総会において承認され、理事が選任された後に、総会の承認により解散する。

3. 選挙管理委員会は、立候補者の募集、選挙公報の配布、投票の実施および開票集計作業を行い、投票結果を総会に報告する。

4. 選挙管理委員会の委員長及び委員は、立候補できない。選挙管理委員会の委員長及び委員は、推薦者にはなれない。

第7条 立候補は自薦他薦を問わない。立候補者または推薦者は、立候補者および本会会員3名からなる推薦者の署名あるいは押印のある立候補届出書を選挙管理委員会に提出しなければならない。

第8条 選挙は無記名投票とし、第4条で定めた数以内の連記とする。

第9条 開票は選挙管理委員会が行い、会長が指名した2名以上の立会人がこれに立ち会う。必要に応じ、開票作業には補助員を加えることができる。また、会員は希望により開票に立ち会うことができる。選挙管理委員長は、開票作業に従事したすべての者の氏名及び役割を、投票結果に添えて総会に報告する。

第10条 選挙管理委員会による投票結果の報告に基づき、総会による承認を経て選挙結果が確

定する。

1. 総会に報告される投票結果は、有権者数、投票総数、有効投票数、各候補者の得票数とする。
2. 得票が同数の場合は年少者を優先する。
3. 当選者が総会において不信任された場合、および辞退した場合には、次点者が順次繰り上がるものとする。

第 11 条 このほか、選挙の実施は別に定める選挙規定細目による。

附則

1. この規程は、2003 年 10 月 12 日より実施する。
2. この規程の変更は、理事会の議決を経て、総会で承認する。

選挙規定細目

(2023年10月18日理事会承認)

第1条 (選挙の実施時期)

理事選挙の実施は、現理事の任期満了に先立つ6ヶ月以内に公示される。

選挙の公示から立候補届の提出締切までは、30日以上の間を置く。

立候補届の締切ののち、選挙管理委員会は候補者の確定を行い、選挙公報をもって速やかに会員に周知する。

立候補届の提出締切から、投票締切までは30日以上の間を置く。

開票は、投票締切から10日以内実施する。開票結果は、選挙公報により速やかに開示される。

第2条 (公示方法)

理事選挙の公示は、文書にて行い、郵送、電子メール、学会ホームページ等によって会員に周知する。選挙公報は、郵送、電子メール、学会ホームページ等によって会員に周知する。

第3条 (立候補の方法)

1. 立候補届の書式は、選挙管理委員会によって別に定める。立候補届には、候補者の氏名、所属、推薦の場合は推薦者の氏名及び所属を含める。立候補届には立候補理由あるいは推薦理由を含めることができる。

2. 立候補の届出は、選挙公示に示された期間内に行う。立候補の届出方法は、所定の立候補届を郵送あるいは学会事務局に直接持参することにより行うが、これらの方法が困難な場合には所定の立候補届用紙に所定事項を記入したものを電子ファイル化し、電子メールにより送付することでも可とする。

第4条 (投票の方法)

投票は、投票用紙による方法またはオンラインサービスによる電磁的方法を用いて選挙公示に示された投票期間内に行う。投票方法は、選挙管理委員会が別に定め、選挙の公示に先立って会員に周知する。投票用紙を用いた投票は、所定の投票用紙を郵送あるいは学会事務局に直接持参することにより行うが、所定の投票用紙を電子ファイル化したものを電子メールにより送付することでも可とする。この場合、選挙管理委員会により投票用紙を印刷し、開票集計作業に用いる。

第5条 (開票作業)

1. 投票の有効・無効は選挙管理委員会が判断する。無効投票と判断された場合、その選挙人が投票したすべての票を無効とする。

2. 無効とされるのは以下の場合である。

1) 同一の候補者に複数票を投票した場合。

2) 選挙公示に示された選出数を超えて投票した場合。

3) 立候補者以外へ投票した場合。

- 4) 所定の投票方法以外を用いて投票した場合.
- 5) その他, 投票に際し不正があったと判断される場合.

3. 以下の場合の投票は有効である.

- 1) 白票
- 2) 選挙公示に示された選出数以下を投票した場合. その場合, 選出数との差は白票として扱う.

附則

1. この細目は,2015年5月27日より実施する.
2. この細目の変更は, 理事会で承認し, 総会に報告される.